

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県証明事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則
- 行政書士法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則
- 岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則
- 毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則
- 岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

総務学事課

〃

税務課

中山間・地域振興課

航空企画推進課

〃

生活衛生課

医薬安全課

〃

労働雇用政策課

目次

担当課（室）

- 岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則
 - 岡山県飼料検定条例施行規則を廃止する規則
 - 岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則の一部を改正する規則
 - 岡山県財務規則の一部を改正する規則
 - 岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う経過措置に関する規則
(以上県例規集登載)
- 【告示】
- 岡山県飼料及び堆きゆう肥分析要綱の廃止
- 【人事委員会】
- 岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
 - 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則
 - 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
(以上県例規集登載)
- 【教育委員会】
- 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

農政企画課

畜産課

林政課

会計課

〃

畜産課

〃

人事委員会

〃

〃

〃

教育委員会

<p>(県例規集登載)</p>	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課(室)</p>

◎岡山県規則第二十四号

岡山県証明事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県証明事務手数料条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県証明事務手数料条例施行規則（昭和三十一年岡山県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第五条中「、証明願に」を削り、「添付しなければ」を「提出しなければ」に改める。
別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十五号

行政書士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

行政書士法施行細則の一部を改正する規則

行政書士法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十号）の一部を次のように改正す

る。

「



を削

る。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十六号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の見出しを「（狩猟税に関する文書の名称等）」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第六十六条第一項の知事が別に定める書類の名称は、狩猟税納付書とする。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第二十七号

岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県土保全条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県土保全条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、開発行為事前協議申出書（様式第一号）に」を削り、「提出しなければ」を「申し出なければ」に改める。

第三条中「、開発行為許可申請書（様式第二号）に」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第五条第一項中「、開発行為変更許可申請書（様式第三号）に」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第二項中「第七条第一項ただし書き」を「第七条第一項ただし書」に改める。

第六条第一項を削り、同条第二項中「前項の届出」を「条例第八条に規定する届出」に、「条例第八条第一号」を「同条第一号」に改め、同項を同条とする。

第七条中「様式第七号」を「別記様式」に改める。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

本則に次の一条を加える。

（その他）

第十二条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第六号までを削り、様式第七号を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和五年五月二十六日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、令和五年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十八号

岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県岡南飛行場条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県岡南飛行場条例施行規則（昭和三十七年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「は、」を「を納付するときは、」に、「に岡山県収入証紙をちよう付して納付しなければ」を「を知事に提出しなければ」に改める。

様式第十一号を次のように改める。

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

様式第11号（第8条関係）

着 陸 料 等 納 付 書

年 月 日

岡山県知事 殿

納付者 住所又は所在地
氏名又は名称

次のとおり、着陸料等を納付します。

納 付 額	円	内 訳	着 陸 料	円
			停 留 料	円
飛行場使用日時	着陸	年 月 日 時 分		
〔 2回以上使用の 場合は、明細書 を添付すること。〕	離陸	年 月 日 時 分		
	停留	年 月 日 時 分から		
		年 月 日 時 分まで (停留 時間)		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県岡南飛行場条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第二十九号

岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県岡山空港条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県岡山空港条例施行規則（昭和六十三年岡山県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「は、」を「を納付するときは、」に、「に岡山県収入証紙をちよう付して納付しなければ」を「を知事に提出しなければ」に改める。

様式第十五号中

空港使用日時	着 離 停	陸 陸 留	年 年 年	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	から まで （時間）
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------

を

岡山県収入証紙ちよう付欄

空港使用日時	着 離 停	陸 陸 留	年 年 年	月 月 月	日 日 日	時 時 時	分 分 分	から まで （時間）
--------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------------

を

「備考

- 1 空港の使用が2回以上の場合には、明細書を添付すること。を
- 2 収入証紙には、消印をしないこと。」

「備考 空港の使用が2回以上の場合には、明細書を添付すること。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則による改正前の岡山県岡山空港条例施行規則に定める様式による用紙は、
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十号

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十三年岡山県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三条中「犬の飼い主にあつては犬の引取り申請書(様式第一号)により、猫の飼い主にあつては猫の引取り申請書(様式第二号)」を「知事が別に定めるところ」に改め、同条第二項中「犬又は猫の引取り申請書(様式第三号)」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第四条中「様式第四号」を「様式」とする。

第七条中「犬にあつては犬の返還申請書(様式第五号)を、犬以外の動物にあつては猫等の返還申請書(様式第六号)を」を削り、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改める。

第八条中「犬又は猫の譲渡申請書(様式第七号)」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第十一条中「犬の飼い主にあつては犬の事故報告書(様式第八号)により、犬以外の動物の飼い主にあつては事故報告書(様式第九号)」を「知事が別に定めるところ」に改める。

第十三条第二項中「第二十二條第五項」を「第二十二條第四項」に改める。

本則に次の一条を加える。

(その他)

第十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

様式第一号から様式第三号までを削り、様式第四号を様式とする。

様式第五号から様式第九号までを削る。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十一号

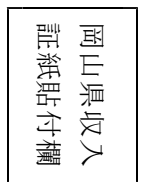
大麻取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和二十九年岡山県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中



を

に「氏名又は名称

④」を「氏名又は名称

④」を「氏名又は名称

様式第三号中

「氏名又は名称
」に改める。

④」を「氏名又は名称

様式第四号中

「相続人

〔相続人のあることが明らかでないときは相続財産の管理人〕

又は清算人

を

「相続人〔相続人のあることが明らかでないときは相続財産の管理人〕又は清算人

に改める。

様式第五号中



を

に「氏名又は名称

④」を「氏名又は名称

」に改

め、同様式備考を削る。

様式第六号中



を

に「氏名又は名称

④」を「氏名又は名称

」に改

「き損」を「毀損」に改め、同様式備考を削る。

様式第七号及び様式第八号中「氏名又は名称又は名称

④」を「氏名

様式第九号中「氏名

」に改める。

④」を「氏名

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の大麻取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十二号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十七年岡山県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第四号中 「3 収入証紙は、消印しないこと。」 を

4 ※印の欄は記入しないこと。」

「3 ※印の欄は記入しないこと。 」を改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の毒物及び劇物取締法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十三号

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県職業訓練援助規則の一部を改正する規則

岡山県職業訓練援助規則（昭和四十五年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

「

岡	山	県	
収	入	証	紙

」を「
様式第一号中

年 月 日」年 月 日」を
「
希望する援助の方法 職員の派遣、資料の提供、訓練の委託、その他」を
「希望する援助の 職員の派遣、資料の提供、訓練の委託、その他（
方法（○で囲む））」に改める。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第三十四号

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県農林水産総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県農林水産総合センター条例施行規則（平成二十二年岡山県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十五号

岡山県飼料検定条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県飼料検定条例施行規則を廃止する規則

岡山県飼料検定条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第三十六号

岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

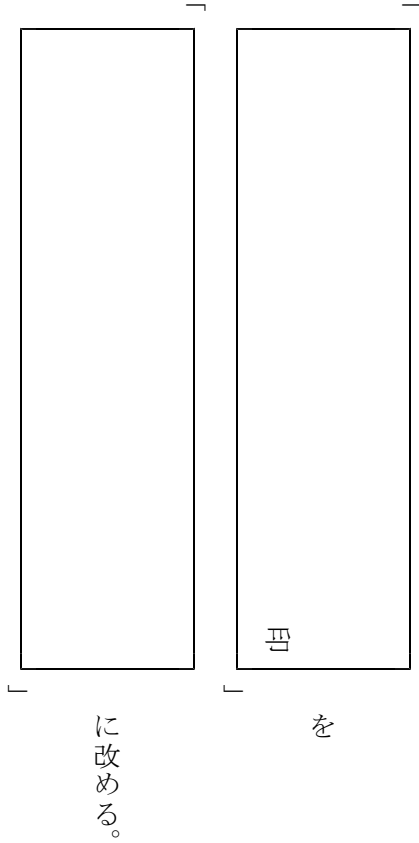
岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則（昭和三十二年岡山県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

様式第一号から様式第一号の三までの規定中



附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の岡山県木材業者、製材業者及び木材チップ業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第三十七号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。
令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 証紙（第六十八条―第八十一条）」を「第三節 削除」に改める。

第四十八条に次の一項を加える。

- 4 納入義務者は、第一項に規定する場合を除き、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項、岡山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年岡山県条例第八号）第三条第一項又は自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第一号）第二条第一項（同規則第五条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により電子情報処理組織を使用して行つた申請等に係る歳入（県税を除く。）を当該電子情報処理組織を使用して納付することが可能な場合は、当該電子情報処理組織を使用して納付することができる。

- 2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年岡山県条例第三十七号）第二条第二号又の知事が別に定めるものは、岡山県運転免許センター、倉敷運転免許更新センター、津山運転免許更新センター及び警察署における収納の事務の委託に関する業務とする。

第三節 削除

第六十八条から第八十一条まで 削除

第二百二十七条を次のように改める。

第二百二十七条 削除

別表第三を次のように改める。

別表第三 削除

別表第九の二の項を次のように改める。

二 削除

別表第九の四の項1中

(11)(10) 証券等受払簿 収入証紙出納簿	百四十八 五十四	第八十一条	一年 三年
(10) 証券等受払簿	百四十八		一年

を

に改める。

別表第十の七の項1中

(3) 滞納処分執行停止取消通知書	三年
(4) 収入証紙売りさばき関係書類	三年

を

(3) 滞納処分執行停止取消通知書	三年
-------------------	----

に改める。

様式第四十三号から様式第五十四号までを次のように改める。

様式第四十三号から様式第五十四号まで

様式第七十九号を次のように改める。

様式第七十九号 削除

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。ただし、第五十七条に一項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第七十六条に規定する収入証紙元売り総括店は、同条の概算交付を受けた岡山県収入証紙を、この規則の施行の日以後遅滞なく県に返還しなければならない。

3 前項の規定による返還は、岡山県収入証紙の受払いに関する帳簿その他必要な書類を添えて行うものとする。

4 令和五年四月から同年九月までに係る改正前の第七十七条の規定による報告については、なお従前の例による。

5 岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和五年岡山県条例第二十五号）附則第二項の規定によりなお従前の例により納付することができることとされた申請その他の行為に係る使用料又は手数料に係る改正前の第七十八条の規定の適用については、なお従前の例による。

6 令和四年度及び令和五年度に係る改正前の第七十九条及び第二百二十七条の規定による報告については、なお従前の例による。

7 改正前の別表第九の二の項の収入証紙ちよう付実績簿、同表の四の項の収入証紙出納簿及び別表第十の七の項の収入証紙売りさばき関係書類の保存については、なお従前の例による。

◎岡山県規則第三十八号

岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う経過措置に関する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例の施行に伴う経過措置に関する規則

(廃止条例附則第三項の規定による還付)

第一条 岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例(令和五年岡山県条例第二十五号。以下「廃止条例」という。)附則第三項の規定による還付は、還付請求書(別記様式第一号)によるものとする。

(廃止条例附則第四項の規定による返還等)

第二条 廃止条例附則第四項の規定による返還は、証紙返還報告書兼還付請求書(別記様式第二号)によるものとする。

2 廃止条例附則第四項の規則で定める率は、百分の三・三とする。ただし、廃止条例の施行の日の属する年度の前年度に買い受けた岡山県収入証紙の額面金額に相当する金額の合計額が十億円を超える岡山県収入証紙の売りさばき人にあつては、百分の二・七五とする。

3 廃止条例附則第四項及び前項の規定により算出して得た金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額をもってこれらの規定による金額とする。

附 則

この規則は、令和五年十月一日から施行する。

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

別記様式第1号（第1条関係）

還付請求書

年 月 日

岡山県知事 様

請求者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和5年岡山県条例第25号）附則第2項に規定する売りさばき済証紙を返還しますので、同条例附則第3項の規定による還付を次のとおり請求します。

記

請求金額	金	円
------	---	---

【振込先】

金融機関名				支店名					
預金種別	普通	・	当座	口座番号					
フリガナ									
口座名義人									

【売りさばき済証紙の所持理由】該当するものに○を付してください。

ア 申請等を行う目的で所持していたが、証紙制度の廃止により不要となったため。

イ 印紙と証紙を混同して購入し、そのまま所持していたため。

ウ 証紙による納付の必要がないのに誤って購入し、そのまま所持していたため。

エ 納付すべき金額を超えた額面の証紙を誤って購入し、そのまま所持していたため。

※ア～エの場合（申請先及び申請内容：）

オ その他（具体的に：）

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

別記様式第2号（第2条関係）

証紙返還報告書兼還付請求書

年 月 日

岡山県知事 様

報告者 住所

氏名

（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）

電話番号

次のとおり岡山県収入証紙条例を廃止する等の条例（令和5年岡山県条例第25号）附則第4項に規定する岡山県収入証紙を返還しますので、同項の規定による還付を次のとおり請求します。なお、この返還に係るもの以外の同項に規定する岡山県収入証紙は保有していません。

記

請求金額	金	円
------	---	---

【内訳】

種類	数量	額面金額合計	手数料額※	差引現金
1円	枚	円		
5円	枚	円		
10円	枚	円		
50円	枚	円		
100円	枚	円		
200円	枚	円		
250円	枚	円		
300円	枚	円		
400円	枚	円		
500円	枚	円		
1,000円	枚	円		
2,000円	枚	円		
5,000円	枚	円		
10,000円	枚	円		
計	枚	円		

※手数料額は額面金額合計に3.3%を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を記載すること。ただし、令和4年度に買い受けた証紙の代金の合計額が10億円を超える証紙の売りさばき人にあつては、額面金額合計に2.75%を乗じて得た金額（1円未満の端数は切り捨てる。）を記載すること。

【振込先】

金融機関名				支店名				
預金種別	普通	・	当座	口座番号				
フリガナ								
口座名義人								

◎岡山県告示第百三十四号

岡山県飼料及び堆きゆう肥分析要綱（昭和六十年岡山県告示第百三十四号）は、廃止する。

令和五年三月二十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第二十九号

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

岡山県県費負担教職員の給与に関する規則（昭和三十一年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

中 学 校	小 学 校
-------------	-------------

を

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）	中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
----------------------	----------------------

に改める。

別表第一の二級地の項中

真庭市立中和小学校
苦田郡鏡野町立上齋原小学校

真庭市蒜山下和
苦田郡鏡野町上齋原

を

真庭市立中和小学校

真庭市蒜山下和

に改め、

同表の一級地の項中

美作市立東栗倉小学校
真庭郡新庄村立新庄小学校
" " 新庄中学校
苦田郡鏡野町立富小学校

美作市東青野
真庭郡新庄村
" " 苦田郡鏡野町富西谷

を

真庭郡新庄村立新庄小学校
" " 新庄中学校

真庭郡新庄村
" "

に改め、

同表の準へき地校の項中

苦田郡鏡野町立香北小学校
久米郡美咲町立旭小学校
" " 旭中学校

苦田郡鏡野町真経
久米郡美咲町西川
" "

を

令和5年3月20日 岡山県公報 号外

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

久米郡美咲町立旭学園

久米郡美咲町西川

◎岡山県人事委員会規則第三十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一小学校中学校の項中

中学校

を

中学校
義務教育学校

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十一号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年三月二十日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三
 号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表教育委員会の項中「市町村立小学校及び市町村立中学校」を「市町村
 立小学校、市町村立中学校及び市町村立義務教育学校」に改める。

別表第一ホの表を次のように改める。

ホ 小学校・中学校教育職員給料表等級別職務区分表

教育 委員 会	小学校	人事委員会 が定める講師	等級
	中学校 義務教育学校		
組織		職	

別表第一チの表教育委員会の項中

中学校

を

中学校
義務教育学校

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県教育委員会規則第二号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号中

岡山県
教育委員会
の
入
紙
証
印
を
し
な
い
こ
と。

を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。